

豊中市と西日本電信電話株式会社との  
デジタル・ガバメントの実現に向けた連携協定書



豊中市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、デジタル・ガバメントの実現に向けて、まちの機能や行政サービスを効率化・高度化し、市民生活の利便性や快適性を向上させるため、協働で取り組むことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的の達成に向け、次の事項について連携し協力する。

（1）地域課題の解決と市民サービスの向上に向けた各種ソリューションの活用に関すること

（2）デジタル技術の活用に向けた人材育成に関すること

（3）その他甲及び乙が協議して前条の目的を達成するために必要と認める事項

（具体的取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組みの内容及び実施方法については協議し定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにこの協定の有効期間を延長する旨について、甲及び乙が書面による合意をした場合は、相当の期間を定めて本協定の有効期間を延長することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定に関わらず、解約予定日の1か月前までに書面により、それぞれの相手方に通知し協議の上、双方合意することにより、この協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙は、いずれかからこの協定書の内容変更を申し出たときは、その都度甲、乙において協議のうえ、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、秘密である旨を明示されて相手方から開示を受けた情報及び合理的な見地から相手方又は相手方の関係会社の秘密であることを理解しうる情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（協議）

第7条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙において協議のうえ定めるものとする。



本協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年（2020年）7月2日

甲 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

市長

長内繁樹



乙 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号

西日本電信電話株式会社 大阪支店

取締役 大阪支店長

上山圭司

